

健 健 発 0 6 0 6 第 1 号
令 和 4 年 6 月 6 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る
協力医療機関の選定について」の一部改正について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成 26 年 9 月 29 日健感発 0929 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「平成 26 年通知」という。）において、都道府県単位で協力医療機関を選定し、協力医療機関、地域の医療機関、厚生労働科学研究事業研究班の所属医療機関等が連携する診療体制を整備いただいているところです。

今般、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和 3 年 12 月 28 日健健発 1228 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）の記 1（1）を踏まえ、別添のとおり、平成 26 年通知並びに当該通知の別紙 1 及び別紙 2 の一部を改正し、当該通知の別添 1 及び別添 2 を廃止することといたしました。今後更に協力医療機関を追加選定いただく場合、改正後の別紙 2 により御報告いただきますようお願いいたします。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

(参考 改正後通知)

健感発 0929 第 2 号
平成 26 年 9 月 29 日
一部改正 令和 4 年 6 月 6 日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る
協力医療機関の選定について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」（令和 3 年 11 月 26 日健発 1126 第 1 号厚生労働省健康局長通知）において、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の個別の勧奨の実施や、関連する留意点等について通知しております。

今般、当該予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県単位で協力医療機関を選定し、協力医療機関、地域の医療機関、厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関等が連携した診療体制の整備・充実がより重要となっております。

都道府県におかれては、別紙 1 に基づき、都道府県医師会、関係学会等と連携の上、今後更に協力医療機関を追加選定いただく場合、別紙 2 により御報告いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会等に対し、本件に関する協力を依頼していることを申し添えます。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る
協力医療機関の選定について

1. 目的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者（以下「患者」という。）に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県単位で協力医療機関を選定し、協力医療機関を中心とした診療体制の整備を図ることを目的とすること。

2. 協力医療機関の選定

協力医療機関は、3 に定める要件を満たす医療機関を都道府県知事が指定することにより選定すること。

3. 協力医療機関の要件

- (1) 患者の診療に関して、窓口となる診療科のみでなく、関係する全ての診療科の医師等が、当該医療機関が地域における中核的な役割を担う施設であることについて理解していること。
- (2) 医学的に必要な鑑別診断を実施し、かつ、器質的・機能的両方の観点から診療を提供するための体制（初診の診療科の別にかかわらず必要な検査等が実施可能であること、関係する診療科において患者情報を共有し症例検討等が実施可能であること、常時相談可能な専門の医師等が確保されていること等）が整っていること。具体的には、次に掲げる診療科の設置があり、協力が得られることが望ましいこと。ただし、必要に応じ助言を得られる専門の医師等が確保できていれば、院内に診療科が設置されていなくても差し支えないこと。
 - ア 運動器の診察及び評価が可能な診療科（整形外科、リハビリテーション科、神経内科、小児科における小児神経専門外来等）
 - イ 疼痛及び神経機能の診察及び評価が可能な診療科（ペインクリニック、麻酔科、神経内科、小児科における小児神経専門外来等）
 - ウ 精神心理の診察及び評価が可能な診療科（精神科、心療内科等）
 - エ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の主な被接種者である若年女性に対する診療に理解のある産婦人科及び小児科
- (3) 厚生労働行政推進調査事業研究班からの助言を受けながら、その方針に沿った適切な診療を提供できること。

4. 協力医療機関の役割

- (1) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状に対する診療に関して、地域の医療機関及び厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関等と連携し、地域における中核的な役割を担う医療機関として診療を行うこと。
- (2) 地域の他の医療機関から紹介された患者を受け入れるとともに、患者に対して関係する診療科間で情報共有し適切な診療を実施すること。
- (3) 診療の結果、より専門性の高い医療が必要と判断した場合、厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関の医師に相談の上、必要に応じ当該医療機関を紹介すること。
- (4) 協力医療機関においては、診療に従事する医師等が、別に通知する「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る研修」を可能な限り受講できるよう配慮すること。なお、窓口となる診療科のみではなく、関係する診療科の医師等の受講についても十分配慮することが望ましいこと。

5. 協力医療機関の選定手続等

- (1) 都道府県は、都道府県医師会、関係学会等と連携の上、協力医療機関を選定し、厚生労働省健康局健康課予防接種室に報告すること。
- (2) 患者が円滑に受診できるよう、窓口となる診療科及び担当医師を決めておくこと。
- (3) 原則として各都道府県の区域内に1か所を選定すること。ただし、地域の実情によって柔軟に対応して差し支えないこと。
- (4) その区域内に厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関がある都道府県においては、当該医療機関が協力医療機関を兼ねることも差し支えないこと。

6. 報告・問合せ先

本通知に関する報告・問合せ先は、厚生労働省健康局健康課予防接種室とすること。

7. 協力医療機関の選定状況

「協力医療機関および研究班の厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関」のリストは、以下に公開している URL のとおりである。

URL

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical_institution/dl/kyoyroku.pdf

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る 協力医療機関基本情報

※協力医療機関を複数選定している場合は、1つの医療機関ごとに1シート作成してください。

都道府県名
担当部局名
担当者氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

- ① 協力医療機関名
② 事務担当者氏名
③ 事務担当者電話番号
④ 事務担当者メールアドレス
⑤ 窓口診療科名
⑥ 医療機関等からの相談窓口の連絡先（TEL、FAX）
⑦ 担当医師氏名
⑧ 担当医師メールアドレス
⑨ 協力医療機関の要件を満たしていることを確認しましたか ☐

- ・本情報は、協力医療機関の診療実態調査を行う厚生労働行政推進調査事業研究班にも提供しますのでご承知おください。
- ・②事務担当者がない場合は記載なしでも差し支えございません。
- ・⑤⑦複数の診療科で患者を受け入れる場合であっても、窓口となる診療科と医師を指定してください。
- ・⑥医療機関からの相談窓口と患者からの受付を分けている場合は、それぞれ明記してください。
- ・⑨チェックボックスにチェックを入れてください。

参考URL : https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical_institution/index.html

報告先

厚生労働省健康局健康課予防接種室
yoboseshu@mhlw.go.jp
03-5253-1111 内線（2998）